

固定資産税の取扱いについて

1 特定生産緑地に指定する場合

農地として適正に管理している間は、農地課税になります。

2 特定生産緑地に指定しない場合

(1) 農地として継続する場合

- ・令和5年から、宅地並み課税となりますが、右図のように軽減率が適用され、5年間かけて段階的に上昇していきます。
- ・生産緑地法第14条の行為の制限の解除後も、農地として継続する場合は、右図のように軽減率が適用されます。

(2) 農地として継続しない場合

(宅地や駐車場などで利用する場合)

- ・農地転用の翌年から、宅地並み課税になります。

図：固定資産税の段階的な上昇について

